

## 建設工事における社会保険等未加入対策の拡大について

平成 30 年 3 月 6 日付け「建設工事に係る社会保険等未加入対策について」によりお知らせしているとおり、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保や企業間の公平で健全な競争環境を構築することを目的とし、本局発注工事における社会保険等未加入対策を次のとおり拡大します。

### 1 内容

平成 31 年度以降の本局発注工事において、社会保険等未加入建設業者（法的適用除外を除く。※1）と下請契約（二次下請以下を含む。）を締結することを禁止します。

なお、社会保険等未加入建設業者（法的適用除外を除く。）と下請契約を締結したことが判明し、適切な処置を行わなかった場合は、郡山市上下水道局元請・下請関係適正化指導要綱に基づき、元請業者に対し指名停止等の措置を行います（特別の事情がある場合を除く。※2）。

※1 社会保険等未加入建設業者とは、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がないものを除く。）を指します。

※2 特別の事情とは、特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有するものと下請契約を締結しなければ契約の目的を達することが困難となることが明らかな場合等です。なお、特別の事情の該当の有無については、個々の事案が発生した際、その内容や背景等を十分に確認した上で、個別に判断するものとします。

### 2 対象工事

平成 31 年 4 月 1 日以降に工事請負契約を締結する全ての案件（契約金額 100 万円以上）

### 3 事務手続

元請業者から提出される施工体制台帳又は再下請負通知書により確認します。また、元請業者は、対象工事の下請業者に本市の工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されていない建設業者が選定されている場合、施工体制台帳又は再下請負通知書の提出時に、当該下請業者に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審）の写し等を添付してください（別添「社会保険等の確認資料について」のとおり。）。

なお、社会保険等未加入建設業者（法的適用除外を除く。）と下請契約を締結した場合、理由書等の提出を求めます。理由書等の提出がない又は特別の事情があると認められない（※3）場合は、指名停止等の措置を行います（別添「事務手続フロー」のとおり。）。

※3 一次下請に係る下請業者が社会保険等未加入建設業者であった場合は、特別の事情を有していても、市が指定する期限までに、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等の届出の義務を履行したことを確認できる書類の提出が必要です。

### 4 指名停止等

上記内容に違反した場合、以下の措置を実施します。

- （1）元請業者に対する指名停止措置（契約違反の規定を適用）
- （2）工事成績評定の減点（指名停止措置に伴う減点）

【問い合わせ先】

上下水道局総務課 契約係  
TEL:024-924-2601

## 社会保険等の確認資料について

元請業者は、対象工事の下請業者に本市の工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されていない建設業者が選定されている場合、施工体制台帳又は再下請負通知書の提出時に、次の書類を添付してください。

### ◆下請業者に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審）の写し

「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」及び「雇用保険加入の有無」の各欄が「有」又は「除外」になっていることを確認します。

※ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審）における上記「各保険加入の有無」の欄が「無」又は未受審の場合、それぞれの保険について、以下の書類も添付してください。

#### 【健康保険・厚生年金保険】

事業所状況	提出書類
全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入済の場合	年金事務所発行の保険料の領収書（写し）
健康保険組合に加入済の場合	健康保険組合発行の保険料の領収書（写し）及び厚生年金保険料の領収書（写し）
建設国保組合に加入済の場合	建設国保組合発行の加入証明書（原本）及び厚生年金保険料の領収書（写し）
健康保険及び厚生年金保険に最近加入したため、領収書がない場合	健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業所控（写し）
健康保険又は厚生年金保険に加入義務がない場合	社会保険等適用除外申出書（別紙参考様式）

#### 【雇用保険】

事業所状況	提出書類
労働局又は労働保険事務組合に保険料を納付済の場合	労働局又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書（写し）もしくは納入証明書
雇用保険に最近加入したため、領収書がない場合	雇用保険適用事業所設置届の事業所控（写し）
雇用保険に加入義務がない場合	社会保険等適用除外申出書（別紙参考様式）

# 社会保険等適用除外申出書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

申請者  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

当社の社会保険等の適用除外について、下記のとおり申し出します。  
なお、この申出書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

### 1 健康保険について

適用除外	国民健康保険組合名

[適用除外の理由]

- 1 従業員が5人未満の個人事業所
- 2 適用除外の承認を受けて国民健康保険組合に加入
- 3 その他 理由

### 2 厚生年金保険について

適用除外

[適用除外の理由]

- 1 従業員が5人未満の個人事業所
- 2 その他 理由

### 3 雇用保険について

適用除外

[適用除外の理由]

- 1 事業主等のみ事業所
- 2 その他 理由

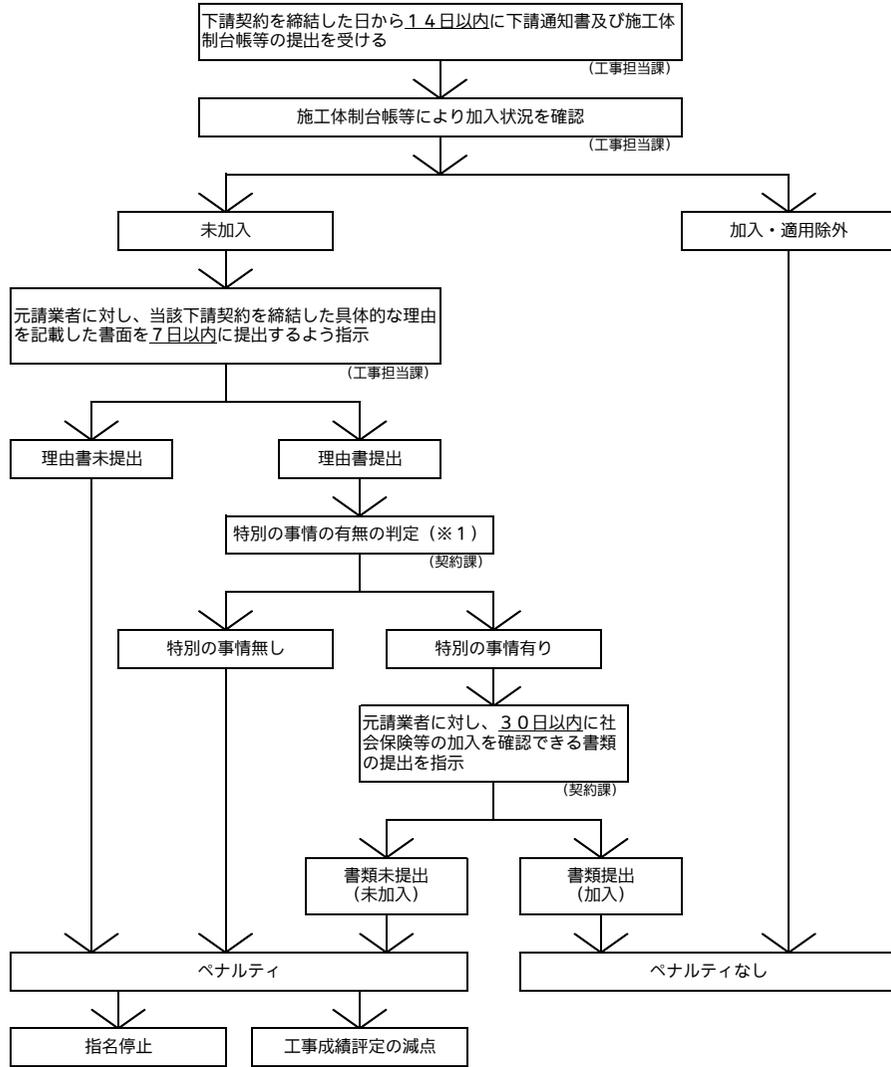
注1 適用が除外される保険の「適用除外」欄に○を付けてください。

注2 「適用除外」欄に○を付けた場合は、その理由に該当するものの番号を○で囲んでください。  
「その他」の場合は理由を具体的に記入してください。

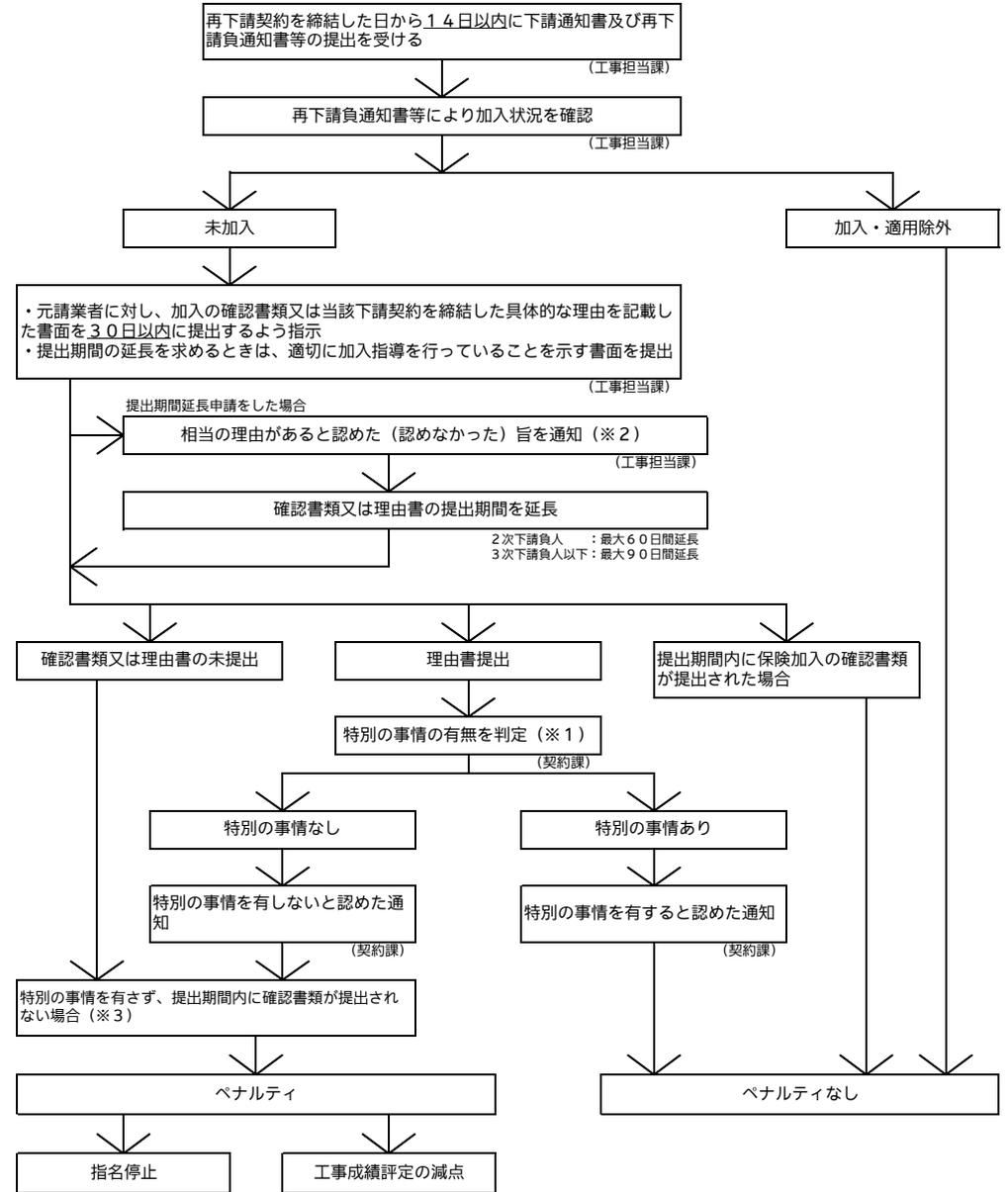
注3 健康保険の項目について、適用除外の承認を受けて国民健康保険組合に加入している場合は、国民健康保険組合名を記入してください。

# 建設工事に係る社会保険等未加入対策事務手順フロー

## 1次下請が未加入の場合



## 2次下請以下が未加入の場合



※1 特別の事情とは、特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有するものと下請契約を締結しなければ契約の目的を達することが困難となることが明らかなる場合等である。なお、特別の事情の該当の有無については、個々の事案が発生した際、その内容や背景等を十分に確認した上で、個別に判断するものとする。

※2 受注者が当該未加入業者に対し、適切に加入指導を行っていたことを、  
 ① 指導を行った際に未加入業者に交付した書面  
 ② 指導を行った日時や内容を記録した打ち合わせ簿  
 ③ 受注者が加入指導を行ったことを発注者に対して誓約する書面等により確認できる場合に、相当の理由があるものとする。

※3 理由書未提出の場合を含む